平成２１年（フ）第１３５９号
堺市美原区北余部95番地22
債務者　岩田　啓子（旧姓大田）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
香川県高松市一宮町828番地９
債務者　平野　朝彦
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３４８号
香川県高松市常磐町１丁目４―13　丸一ビル301号室、住民票上の住所香川県高松市屋島中町445番地
債務者　松原　一成
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５８号
香川県三豊市三野町下高瀬1595番地２
債務者　森　智枝美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第６７９号
熊本市島崎１丁目24番31―408号
債務者　白石理恵子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３０２号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原671番地
債務者　仲宗根弘子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１２３号
北海道岩見沢市幌向南４条１丁目249番地20
債務者　佐々木梨絵（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１２９号
北海道夕張郡栗山町字中里25番地163
債務者　櫻庭　聖也
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１４６号
北海道岩見沢市中幌向町165番地
債務者　中野万寿美（旧姓幸）
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１５２号
北海道空知郡南幌町東町１丁目10番４号
債務者　佐藤　　隆
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１５３号
北海道空知郡南幌町東町１丁目10番４号
債務者　佐藤　直美
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１７０号
北海道岩見沢市志文町1180番地20サンパーク101号室
債務者　廣瀬　悌睦
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２１号
北海道檜山郡江差町字南浜町380番地
債務者　奥山　抄織
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２１年（フ）第５８９号
川崎市川崎区四谷上町13番27号長島ハイツ１Ｆ
債務者　菊池　秀世
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１０８号
新潟県妙高市小出雲３丁目12番２―24号
債務者　岡田　未希
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１１３号
新潟県上越市国府４丁目３番19号　シティーハイツさくらＩ―Ａ号
債務者　井口　信章
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第２４７８号
愛知県弥富市佐古木２丁目235番地31
債務者　小林　秀男
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部